

令和6年 第2回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和6年5月1日 開会

令和6年5月1日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和6年第2回南種子町議会臨時会目次

第1号（5月1日）（水曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について [南種子町税条例の一部を改正する条例]	4
税務課長説明	5
質疑	8
討論	8
採決	8
1. 日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について [令和5年度南種子町一般会計補正予算 (第12号)]	8
総務課長説明	8
質疑	10
4番 福島照男君	11
討論	12
採決	13
1. 日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について [令和5年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計補正予算(第7号)]	13
くらし保健課長説明	13
質疑	14
討論	14
採決	14
1. 日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について [令和5年度南種子町介護保険特別会計 補正予算(第7号)]	14
くらし保健課長説明	14

質疑	16
討論	16
採決	16
1. 日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について	
[令和5年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第5号)]	16
くらし保健課長説明	16
質疑	17
討論	17
採決	17
1. 日程第9 報告第1号 町の債権の放棄について	17
水道課長	17
質疑	18
8番 上園和信君	18
1. 日程第10 議案第27号 南種子町行政手続きにおける特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号に利用に関する条 例の一部を改正する条例制定について	19
総務課長説明	19
質疑	20
9番 濱田一徳君	20
討論	21
採決	21
1. 日程第11 議案第28号 南種子町漁港管理条例の一部を改正する 条例制定について	21
総合農政課長説明	22
質疑	22
討論	22
採決	22
1. 日程第12 議案第29号 令和6年度一般会計補正予算(第1号)	23
総務課長説明	23
質疑	24
4番 福島照男君	24
2番 野首久教君	25

6番 柳田博君	25
8番 上園和信君	26
4番 福島照男君	27
6番 柳田博君	27
9番 濱田一徳君	28
4番 福島照男君	28
8番 上園和信君	29
討論	30
採決	30
1. 日程第13 議案第30号 令和6年度南種子町介護保険特別会計補 正予算(第1号)	30
くらし保健課長説明	30
質疑	31
討論	31
採決	31
1. 日程第14 同意第1号 教育長の任命について	31
町長説明	31
質疑	31
討論	32
採決	32
1. 閉 会	33

令和6年 第2回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和6年5月1日

令和6年第2回南種子町議会臨時会会議録

令和6年5月1日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について
[南種子町税条例の一部を改正する条例]
- 日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について
[令和5年度南種子町一般会計補正予算（第12号）]
- 日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について
[令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第7号）]
- 日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について
[令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算
（第7号）]
- 日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について
[令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予
算（第5号）]
- 日程第9 報告第1号 町の債権の放棄について
- 日程第10 議案第27号 南種子町行政手続きにおける特定の個人を識別するための
番号の利用を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 日程第11 議案第28号 南種子町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第29号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第30号 令和6年度介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 同意第1号 教育長の任命について
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 君	2番	野 首 久 教 君
3番	平 嶋 強 君	4番	福 島 照 男 君
5番	名 越 多喜子 さん	6番	柳 田 博 君
7番	大 崎 照 男 君	8番	上 園 和 信 君
9番	濱 田 一 徳 君	10番	塩 釜 俊 朗 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 砂 坂 英 明 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹 さん	企 画 課 長	木 田 美 幸 君
くらし保健課長	外 園 幸 喜 君	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀 君
税 務 課 長	西 村 一 広 君	総合農政課長	山 田 直 樹 君
建 設 課 長	河 野 容 規 君	水 道 課 長	河 野 和 昭 君
保 育 園 長	才 川 いずみ さん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松 山 砂 夫 君
教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	羽 生 幸 一 君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗君） ただいまから令和6年第2回南種子町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、3番、平島 強君、4番、福島照男君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗君） 日程第3、町長提出の承認第1号から承認第5号、報告第1号及び議案第27号から議案第30号並びに同意第1号の計11件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回の臨時議会に提案いたしました案件は、専決処分した条例案件1件、同じく専決処分した予算案件4件、報告案件1件、条例案件2件、予算案件2件、人事案件1件の計11件でございます。

それでは、承認案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町税条例の一部改正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

承認第2号から承認第5号の4件は、令和5年度一般会計及び3つの特別会計について、国・県支出金や地方譲与税・特別交付税等の歳入確定、並びに事業完了による歳出確定等に伴い、最終補正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

報告第1号は、町の債権の放棄についてございまして、債権の管理に関する事務処理について、南種子町債権管理条例第10条の規定に基づき報告するものでございます。

議案第27号は、南種子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2が廃止されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第28号は、南種子町漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてございまして、漁港漁場整備法の一部改正に伴い法律名が変更されたことや、新たに創設された「漁港施設等活用事業」に関する占用料の徴収に関する規程の追加に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第29号は、令和6年度南種子町一般会計補正予算（第1号）でございまして、定額減税調整給付金事業や国庫補助等の内示に伴う事業費調整が主なものでございまして、877万4,000円を減額し、総額69億4,122万6,000円とするものでございます。

議案第30号は、令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございまして、地域支援事業費が主なもので、11万3,000円を追加し、7億1,111万3,000千円とするものでございます。

次に、人事案件について御説明申し上げます。

同意第1号は、教育長の任命についてございまして、任期満了に伴い再任するものでございます。

各議案、詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例の一部を改正する条例]

○議長（塩釜俊朗君） 日程第4、承認第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 承認第1号について御説明を申し上げます。

承認第1号は、専決第1号南種子町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の雑損控除の特例や令和6年度税制改正において、個人住民税所得割から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を減税する定額減税など、地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表1ページをお開きください。

まず、第34条の7第1項は、住民税の寄附金税額控除について「公益信託に関する法律」の改正に伴う規定の整備を行うものです。

次に第51条は、町民税の減免について、申請による減免が原則であります、大規模災害など被災地における災害減免が明らかな場合に職権による減免を可能とする宥恕規定の整備を行うものです。

次に2ページ、第56条は、固定資産税の非課税の範囲について、私立学校法の改正に伴う規定の整備を行うものです。

次に第71条は、固定資産税の減免について、3ページ、第139条の3は、特別土地保有税の減免について、第51条と同様に、被災地における災害減免が明らかな場合に、職権による減免を可能とする宥恕規定の整備を行うものです。

3ページの改正前、制定附則第4条の2は、地方税法の改正に伴い削除するものです。

4ページ、附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の雑損控除について、本来、令和7年度分で控除するところを特例として、令和6年度で控除できることを定めるものです。

5ページ、附則第6条は、地方税法の改正に伴う規定の整備を行うものです。

附則第7条の5は、令和6年度分の個人住民税所得割から納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を行う定額減税に伴う特別税額控除することを定めるものです。

附則第7条の6は、特別税額控除前の年税額を元に算出した第1期分の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期以降の税額から順次控除することを定めるものです。

7 ページ、附則第 7 条の 7 は、公的年金から特別徴収で町県民税が差し引かれる方の特別税額控除を 10 月支給の公的年金以降で順次控除する事などを定めるものです。

12 ページの附則第 7 条の 8 は、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者に対する特別税額控除は、令和 7 年度分の個人住民税所得割額より控除することを定めるものです。

12 ページ、附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得の特例後の所得額で、特別税額控除を算定することを定めるものです。

附則第 10 条の 2 は、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合、いわゆる固定資産税の減免に関する「わがまち特例」について、改正前第 14 項から 13 ページ第 27 項までの規定について、項ずれ及び法の改正に伴う規定の整備を行うものですが、改正前第 21 項の規定については削除し、新たに加える規定として、第 14 項に、一定のバイオマス発電設備に関する条例で定める割合を 7 分の 6 と定める規定及び第 24 項に、都市再生特別措置法に規定する「一体型滞在快適性等向上事業」で総務省が定める施設等に関する条例で定める割合を、2 分の 1 と定める規定を加えるものです。

14 ページ、附則第 10 条の 3 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額に関して、マンションなどの区分所有物件については、各所有者が申告せずとも、管理者等からの手続きにより特例の適用が出来ることを定めるもののほか、項ずれなど規定の整備を行うものです。

15 ページ、附則第 11 条については、土地の固定資産税の特例について令和 8 年度まで適用延長されたことに伴い見出しの整備を行うものです。

16 ページ、附則第 11 条の 2 は、評価替えの年の後年において土地の価格が大きく下落したため、不均衡を生ずる場合に適用する土地の価格の特例について、法の改正に伴い規定の整備を行うものです。

附則第 12 条は、宅地等に課する固定資産税の特例について、令和 8 年度まで適用延長に伴い規定の整備を行うものです。

18 ページ、附則第 13 条は、農地に課する固定資産税の特例について、令和 8 年度まで適用延長に伴い規定の整備を行うものです。

附則第 15 条は、特別土地保有税の課税の特例について、法の改正に伴い、令和 8 年度まで適用延長されることから規定の整備をするものです。ただし、現在の国内経済の状態を踏まえ平成 15 年度から課税の停止措置が継続しているところです。

19 ページ、附則第 16 条の 3 第 3 項第 5 号は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について上場株式等の配当所得で、分離課税分の所得割額を含める規定を

加えるものです。

附則第 16 条の 4 第 3 項第 5 号は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、土地等の譲渡等に係る事業所得等で、分離課税分の所得割額を含める規定を加えるものです。

20 ページ、附則第 17 条第 3 項第 5 号は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、長期譲渡所得で、分離課税分の所得割額を含める規定を加えるものです。

附則第 18 条第 5 項第 5 号は、特別額控除の対象となる「所得割の額」について、短期譲渡所得で、分離課税分の所得割額を含める規定を加えるものです。

附則第 19 条第 2 項第 5 号は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、一般株式等に係る譲渡所得等で、分離課税分の所得割額を含める規定を加えるものです。

21 ページ、附則第 20 条第 2 項第 5 号は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、先物取引に係る雑所得等で、分離課税分の所得割額を含める規定を加えるものです。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 5 号及び第 5 項第 5 号は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、特例適用利子及び配当等の所得割額を含める規定を加えるものです。

22 ページ、附則第 20 条の 3 第 2 項第 5 号及び第 5 項第 5 号は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、条約適用利子及び配当等の所得割額を含める規定を加えるものです。

附則別表第 1 は、公益信託に関する法律の改正に伴う規定の整備を行うものです。

次に今回の改正条例の附則についてご説明いたします。改正条例の後ろから 2 枚目をお開きください。

改正附則第 1 条は、施行期日について、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものですが、第 1 号として、第 56 条の私立学校法の改正に伴う規定については、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

第 2 号として、住民税の寄附金税額控除の改正規定、公益法人等に係る町民税の課税の特例規定を削る規定、附則別表第 1 の改正規定並びに改正附則第 2 条の町民税に関する経過措置については、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行するものです。

改正附則第 2 条は、町民税に関する経過措置について、改正附則第 1 条第 2 号で施行後の寄附金税額控除の規定の適用について読みかえ規定を定めるものです。

改正附則第 3 条は、固定資産税の経過措置について、第 1 項で、改正後の固定資

産税に関する部分は令和6年度以降の固定資産税に適用し、令和5年度分までについては、従前の例によることを定めるものです。

第2項で、令和2年4月1日から令和6年3月31日までに新たに取得した改正前の地方税法附則第15条第25項に規定する「特定再生可能エネルギー発電設備」に対する固定資産税の減免規定は、従前の例によることを定めるものです。

第3項で、平成29年4月1日から令和6年3月31日までに認定を受けた改正前の地方税法附則第15条第32項に規定する「特定事業所内保育施設」に対する固定資産税の減免規定は、従前の例によることを定めるものです。

第4項で、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに整備された改正前の地方税法附則第15条第39項に規定する「滞在快適性等向上施設」に対する固定資産税の減免規定は、従前の例によることを定めるものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。御承認方よろしくお願ひします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件はこれを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、これを承認すること決定しました。

日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について

[令和5年度南種子町一般会計補正予算（第12号）]

○議長（塩釜俊朗君） 日程第5、承認第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 御説明申し上げます。

承認第2号は、専決第2号で処理した令和5年度南種子町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

町長が提案理由でも述べましたように、歳入予算については各収入の確定等に伴う予算の調整で、歳出予算については各事業の確定・執行残及び不用額の減額など

予算の最終調整を行い、専決処分したものです。

それでは予算書に基づいて説明しますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,536万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,416万4,000円とするものです。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に4枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費補正については、入札執行等に伴い計5件の限度額をそれぞれ変更するものです。

次のページ、第3表の債務負担行為補正については、入札執行等に伴い計4件の限度額をそれぞれ変更するものです。

次のページ、第4表の地方債補正については、今回補正に計上の各事業について財源調整を行い計4件の限度額をそれぞれ変更するものです。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から主なものについて説明いたします。

歳出予算については、各事業の確定、執行残及び不用額の調整となります。

それでは、16ページをお開きください。

まず16ページから22ページ、総務管理費については、ふるさと納税受注管理等業務手数料の減額が主なもので、1億720万7,000円を減額するものです。

次に23ページから27ページ、社会福祉費については、重度心身障害者医療費助成などの扶助費や電力・ガス・食料品等物価高騰支援給付金の減額が主なもので、3,371万9,000円を減額するものです。

次に同ページから29ページ、児童福祉費については、子どものための教育・保育給付費などの扶助費の減額が主なもので、1,623万8,000円を減額するものです。

次に30ページ、生活保護費については、生活扶助などの扶助費の減額が主なもので、941万円を減額するものです。

次に31ページから33ページ、保健衛生費については、新型コロナウイルスワクチン追加接種業務委託の減額が主なもので、642万5,000円を減額するものです。

次に34ページから39ページ、農業費については、肥料・飼料価格高騰対策事業の減額が主なもので、5,458万2,000円を減額するものです。

次に同ページから40ページ、林業費については、戦略産品輸送支援事業補助金の減額が主なもので、463万7,000円を減額するものです。

次に45ページから47ページ、消防費については、消防団員出動報酬の減額が主なもので、1,033万6,000円を減額するものです。

次に同ページから 48 ページ、教育総務費については、家族留学用家電等購入の減額が主なもので、990 万円を減額するものです。

次に 51 ページから 54 ページ、社会教育費については、中央公民館屋内運動場建替工事実施設計業務委託の減額が主なもので、1,019 万 4,000 円を減額するものです。

次に 58 ページ、みなみたね宇宙のまち応援基金積立金については、ふるさと応援寄附金から手数料を差し引いた 2,310 万 9,000 円を基金に積み立てるものです。

以上が歳出となります。

次に、歳入を説明いたしますので 3 ページをお開きください。

歳入予算については各収入の確定等に伴う調整となります。

まず、町税については、法人町民税の伸びなど収納見込みによるもので、641 万 3,000 円を増額するものです。

次に同ページ、地方譲与税から 5 ページ、交通安全対策特別交付金については、交付決定に基づくものです。

次に同ページ、分担金及び負担金から 7 ページ、使用料及び手数料については、実績見込み等によるものです。

次に同ページから 8 ページ、国庫支出金については、事業の確定等に伴うもので、重点支援地方交付金の減額が主なものです。

次に 9 ページから 10 ページ、県支出金については、事業の確定等に伴うもので、団体営農地等災害復旧事業補助金の減額が主なものです。

次に 11 ページ、寄附金については、ふるさと応援寄附金の実績見込み等によるもので、1 億 35 万円の減額が主なものです。

次に同ページから 12 ページ、繰入金については、歳入決定や不用額等の減額に伴い、合計で 2 億 8,340 万 4,000 円を各基金へ繰り戻すものです。

次に同ページから 14 ページ、諸収入については、県広域連合派遣職員負担金収入が主なもので、298 万 5,000 円を増額するものです。

最後に同ページから 15 ページ、町債については、各事業費の確定等に伴い調整するもので、150 万円を減額するものです。

以上、簡単ではありますが説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。

質疑は、歳出、歳入、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正の順に、区分して行います。

まず、歳出 16 ページから 58 ページまで、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。次に、歳入3ページから15ページ、質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 11ページですね、寄付金についてお尋ねをいたします。当初予算が1億5,000万円。決算見込みは約5,000万円ということで、達成率3分の1という状況であります。令和6年度の予算審査の折にも議論があったかと思うんですが、この3分の1しか達成できなかった見込みとですね、一番心配されるのは令和6年度で1億円の予算を計上しております。令和5年度の取り組みをそのままね、踏襲していくと、この1億円もなかなか達成は厳しいのかなというふうに思っておるんですが、何としてもここは、予算達成についてですね、ぜひ取り組んで欲しいと思ってるわけですが、前年度と変わってですね、6年度について、違う取り組みがなされない限りはこの予算達成は非常に厳しいのかなと思っております。

また、担当課長も代わられたという大変な時期であります。ここは何としてもですね、寄付金は本町の重要な財源になってきますので、強力に取り組む必要があるのかなと思っております。体制も含めてですね、町長どのような取り組みを考えているのか、お考えだけ聞かせていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ふるさと納税につきましては、ただいまご指摘のとおり、今回前年度から比較してかなり落ち込みました。それで、これ全国的にいろんな取り組みがこのコロナ禍後ということで動きが出てきておりました。小さな自治体、近隣市町村を見ましても、これ若干落ち込んできているような状況であります。一番の原因は、私どもの町、それから種子島、特にそうですね、一番のこの納税の返礼品の中で多いのは、やっぱり安納いもでございます。これが基腐病の関係であったりそれからなかなか、これまでの経緯を踏まえてこの寄付を求めるこの返礼に係るこの部分が大分落ち込んでおります。それで6年度については、このまま放置というわけには参りませんので、もうすでにいろんな取り組みを担当課・担当者も含めて、もう協議を進めているところでありますが、具体的には新たな商品の開発もそうですね、昨年からの宇宙のまちに関わる、この企業版の納税ですね、これをさらにここは拡大をして進めたいということで、今そちらの方も計画をし、そして企業の皆さんにも、これ非常に有利な制度になっておりますのでご理解いただいて、宇宙関連の企業の皆さんですね、そういう方向で持ってきたいということを今検討しております。

それとあわせて、現在この「あば!Pay」のカードについて、町外者に付与することを検討しております。

そして、そういう希望もございますので、そしてまた観光客そして町外の皆さんがこの「あば! P a y」を本町で利用いただくことによって、本町の経済にもかなり影響が出てくるだろうということで、これをあわせて、このふるさと納税の返礼品に、現在、これまでやってきておりますが、ホテル・旅館等の返礼であったり、それから打ち上げ見学場、議員の皆さんからもいろいろこれまでもご提案いただいておりますが、それをしっかりとちょっと構築をしていくということが一番いいのではないかとということで今その準備を進めております。

そして、この返礼品に、この「あば! P a y」のポイントを付与するようなやり方で、また打ち上げにその返礼を使って来ていただいた方とか、そういった方々が、宿泊も含めてそうですけれども、そしてまた個々の飲食関係そしてお土産、いろんなものに付与されたポイントを使えるような仕組みが構築できるのではないかとということで、現在そのようなものも合わせてやっております。

そしてまた、これまでホテルもクローズしたところがございますが、マンゴーであったり、いろんなこれまで抱えておったところが閉鎖をしておってですね、そういう産物もありませんでしたけれども、本町においていただいた方が、その跡を取ってしっかりと今やっていただくようなことも進めておりますので、そういう産物については、極楽湯さんのところでの活用も図りますけれども、ふるさと納税で生かせるものについてはですね、今後しっかりとそこも検討をし、拡大をしていくということを進めない限りは、なかなかここは増えてこないだろうということで、そういう取り組みを早急にやるという方向で今進めているところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、第2表繰越明許費。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、第3表債務負担行為補正。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、第4表地方債補正。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、全般にわたって、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件はこれを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について

[令和5年度南種子町国民健康保険勘定特別会計補正
予算（第7号）]

○議長（塩釜俊朗君） 日程第6、承認第3号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、外園幸喜君。

○くらし保健課長（外園幸喜君） 承認第3号について御説明申し上げます。

承認第3号は、専決第3号で処分した、令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第7号）でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,859万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,670万1,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出補正予算については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1国民健康保険税につきましては、賦課更正によるもので、141万1,000円を減額するものでございます。

次に、款の4使用料及び手数料については、督促手数料の実績見込みに伴うもので、8万7,000円を減額するものであります。

次に、款の6県支出金の保険給付費等交付金については、それぞれ交付決定に伴い、2,354万円を減額するものであります。

次に、款の10繰入金の一般会計繰入金、国民健康保険基金繰入金については、それぞれの実績に伴い、増額するものであります。

次に、款の12、4ページから5ページ、諸収入の延滞金加算金過料については、延滞金等の実績に伴い、20万5,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

6 ページをお開きください。

款の1 総務費については、執行残によるもので、総務費合計で 91 万 3,000 円を減額するものであります。

次に、款の2、6 ページから7 ページ、保険給付費については、項の1 療養諸費から項の6 疾病手当金まで、給付実績に伴うもので、保険給付費合計で 1,594 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、款の6、8 ページ、保健事業費については、各種保険事業や特定健康診査等事業の実績に伴うもので、保健事業費で合計 26 万 1,000 円を減額するものであります。

次に、款の9、8 ページから9 ページ、諸支出金については、保険税の過年度還付金等の実績に伴うもので、47 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、款の10 予備費については、予算の確定に伴い皆減するものであります。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件はこれを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について

[令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算
(第7号)]

○議長（塩釜俊朗君） 日程第7、承認第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、外園幸喜君。

○くらし保健課長（外園幸喜君） 承認第4号について御説明申し上げます。

承認第4号は専決第4号で処分した、令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第7号）でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,404万2,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出補正予算については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1保険料については、被保険者の転出・転入、資格取得等に伴い、420万9,000円を増額するものであります。

次に、款の4国庫支出金、款の5支払基金交付金、款の6県支出金については、介護給付の実績及び地域支援事業の実績等による交付額の確定見込みに伴うもので、それぞれ補正をするものであります。

次に、款の10繰入金、項の1一般会計繰入金については、介護給付費及び地域支援事業等の実績に伴うもので、366万3,000円を減額するものであります。

次に5ページ、同繰入金の項の2基金繰入金については、歳出予算の減額に伴い、2,489万2,000円を減額するものであります。

次に、款の13諸収入については、各サービス利用者負担金の確定によるもので、12万8,000円を減額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

6ページをお開きください。

款の1総務費については、執行残によるもので、総務費合計で52万円を減額するものであります。

次に、款の2、7ページから12ページ、保険給付費については、各事業の給付実績に伴うもので、保険給付費合計で2,140万6,000円を減額するものであります。

次に、款の5、12ページから14ページ、地域支援事業については、各事業の実績に伴うもので、地域支援事業費合計で369万1,000円を減額するものであります。

次に、項の6基金積立金については、介護保険基金積立金として2,385万1,000円を増額するものであります。

次に、款の7公債費、款の8諸支出金については実績に伴い、それぞれ減額するものであります。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件はこれを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について

[令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正
予算（第5号）]

○議長（塩釜俊朗君） 日程第8、承認第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、外園幸喜君。

○くらし保健課長（外園幸喜君） 承認第5号について御説明申し上げます。

承認第5号は専決第5号で処分した令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,666万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1後期高齢者医療保険料については、保険料の収納見込みに伴い、21万5,000円を減額するものであります。

次に、款の4繰入金については、事務費等繰入金の実績に伴うもので、8万2,000円を減額するものであります。

次に、款の6諸収入については、長寿健診委託料補助金の実績が主なもので、4万3,000円を減額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1総務費については、執行残によるもので、2万4,000円を減額するものであります。

次に、款の2後期高齢者医療広域連合納付金については、被保険者の保険料納付金の実績見込みに伴うもので、17万2,000円を減額するものであります。

次に、款の3保健事業費については、人間ドック補助の実績見込み等に伴うもので、11万4,000円を減額するものであります。

次に、款の4諸支出金については、保険料過年度還付金及び還付加算金の実績見込みに伴うもので、3万円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件はこれを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、これを承認することに決定しました。

日程第9 報告第1号 町の債権の放棄について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第9、報告第1号町の債権の放棄についてを議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） 報告第1号について御説明申し上げます。

報告第1号は、町の債権の放棄についてございまして、南種子町債権管理条例第10条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

放棄した債権でございますが、水道料金について、21件、45万4,115円を南種

子町債権管理条例第 10 条第 1 項第 4 号の「債務者が行方不明その他これに準ずる事情にあり、当該非強制徴収債権を徴収できる見込みがないとき。」に基づき、債権の放棄をいたしましたので、ご報告をいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8 番、上園和信君。

○8 番（上園和信君） この債権放棄というのは、債権者の意思にかかわらず、債権管理者、つまり町長ですね、の意思のみで債務を消滅させる。ということだそうです。民法では何か免除という表現をしているようですね。21 件の 45 万 4,115 円を放棄したということですが、この放棄の事由ですよ。何によって放棄したのか。それと、21 件の 45 万 4,115 円、何年度から何年度分までを放棄したのか。

これ町税とか固定資産税にも適用されるということで理解してよろしいでしょうか。以上 3 件について、お尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） お答えをいたします。

債権放棄をした理由でございますけども、南種子町債権管理条例の中に、先ほど申しました、「債務者が行方不明その他これに準ずる事情にあり、当該非強制徴収債権を徴収できる見込みがないとき。」となっております。債務者の方が行方不明になって、徴収する見込みがもうできないというものに関して、債権を放棄したものになります。

2 点目でございますが、放棄した年度ですけども、平成 14 年度から令和 5 年度までの 21 件分について放棄したものでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。税務課長。

○税務課長（西村一広君） 3 点目の町税の方に適用されるかという話でございますけれども町税の方につきましては公債権扱いでございます。個人住民税、固定資産税、国保税、それから軽自動車税、こちらにつきましては公債権でございます、関係法令が地方税法及び国税徴収法に基づき、債権管理を行っておりますので、町の債権管理条例に基づくわけではなく、法に基づいて不納処分をしているところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 8 番、上園和信君。

○8 番（上園和信君） 行方不明者だけという説明でしたが、その他の中には、どういうものが含まれているのかですね。

それから何年度から何年度分との説明がなかったんですけど。

○議長（塩釜俊朗君） 先ほど年度について説明がありましたので、次の質問に答えてください。河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） お答えをいたします。

年度については、平成 14 年度から令和 5 年度までの分になります。先ほどの質問に関しましては、債務者が行方不明、その他これに準ずる事情ということで、転出による行方不明者、あと、住民登録外の方が使用する場合もあるんですけども、この方の行方不明になったもの、あとは債務者の死亡に伴い相続人の方が行方不明になったもの、あとはもう債務者が死亡してもう相続人がいないという方になっております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これで報告第 1 号を終わります。

日程第 10 議案第 27 号 南種子町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第 10、議案第 27 号南種子町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第 27 号について御説明申し上げます。

議案第 27 号は、南種子町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、令和 5 年 6 月 9 日に公布された行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律第 1 条における改正により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 が廃止されることから、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をいたしますので、新旧対照表をお開きください。

第 2 条につきましては、番号法別表第 2 の廃止に伴い、第 2 条第 1 項に、第 5 号

と第6号を新たに加えるものでございます。

次に、第4条につきましても、番号法別表第2の廃止に伴いまして、同条第1項及び第3項において、条文の語句の整理を行い、別表については、第1、第2に、それぞれ、4に南種子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例にかかる事務を加え、5に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務として追加するものでございます。

条例本文にお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） これにつきましては、これまで土日などもですね、窓口を開けて、職員の方で対応してると思うんですけども、南種子町で大体何%ぐらい今進行しているのか教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） マイナンバーカードの発行状況でございますが、現在、合計で4,700枚、すいません現在というのは4月14日現在ということです。4,700枚交付をしております、87.64%でございます。県内では8位の数字でございます。以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） よく、土日でもですね、窓口を開けてやっぴらっしゃるようですけども、土日、やっぱりかなりの人数が来るのかどうかですね。もう1人2人の人数であれば、働き方改革も言われている時代ですので、そろそろ土日はもうやめて、平日にやった方がいいんじゃないかというのが1点、もう1点はですね、昨年の決算委員会か予算委員会でも私が質問したんですけども、マイナンバーカードについて批判的な考えで、作ったものをもういらないと、返却した人もいるという話をちょっと聞いたんですよね。ですから、今は、報道などを見ていると、もうこれを保険証がわりに使うとか、いろいろとマイナンバーカードのメリットも言われております。やはり住民にそこら辺をもうちょっとアピールして、そして、国の方針ですから、これは国の方針に従うのが当たり前だろうと思うんですよね。ですから、皆さんに作ってもらうためにも、もうちょっと広報した方がいいんじゃないかと思うんですけども、この2点について考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 現在土日、水曜日、行っているところで水曜日については7時まで時間外窓口ということで、開けております。日曜日については、開設午前中行っておりますが、大体20件未満というぐらいの数字が上がってきているようでございますので、この件については、なかなか交付のみじゃなくて、確認があったりとか、いろんな状況で、今おっしゃられましたように、保険証のことがあったりとか、そういう問い合わせまで来ているような状況でございます。

それで費用対効果といいますか職員の働き方改革の件も触れましたけども、これについては、国がぜひ時間外窓口をして、休日の開設もしなさいということで、協力要請が来ている関係上、私どももそれに基づきまして、実施している状況でございます。件数がもう少し落ち着いてきて、減ってきたときなんかについても、また今後のやり方について、また職員の配置等も考えていきたいとは思いますが、今現在そのように進めているところでございます。

あと住民への普及啓発については、議員がおっしゃるのように、私どもも普及啓発については、進めているところなんですけども、国においてもマイナンバーカードの取得ということについては国のサイドも行っております。ですが、いろんな事情によりまして、なかなか交付を受けられないという方もございますので、今後また町の広報紙等も利用しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号南種子町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第28号 南種子町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第11、議案第28号南種子町漁港管理条例の一部を改正す

る条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） それでは、議案第 28 号について御説明いたします。

議案第 28 号は、南種子町漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、法律名が「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されたことや、新たに創設された「漁港施設等活用事業」に関する占用料の徴収に関する規定の追加をするものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、3 枚目をお開きください。

第 1 条は、「漁港漁場整備法」を、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めるものでございます。

第 14 条は、新たに創設された「漁港施設等活用事業」に関する占用料の徴収に関する規定の追加をするものでございます。

次に、改正条例本文をお開きください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひします。

○議長（塩釜俊朗君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第 28 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号南種子町漁港管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩します。

休 憩 午前 11 時 01 分

再 開 午前 11 時 08 分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第29号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第12、議案第29号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第29号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、定額減税調整給付金事業や国庫補助等の内示に伴う事業費調整が主なもので、予算の総額から歳入歳出それぞれ877万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,122万6,000円とするものです。

第1表歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

3枚目をお開きください。

第2表の地方債補正については、今回補正に計上の各事業について、財源調整を行い、計2件の限度額をそれぞれ変更するものです。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明いたしますが、人件費については省略させていただきます。

それでは、5ページをお開きください。

まず、総務管理費については、種子島地域公共交通活性化再生協議会負担金の増額が主なもので、1,033万9,000円を増額するものです。

次に、同ページ、徴税費については、定額減税調整給付金事業によるもので、3,884万7,000円を増額するものです。

次に、6ページ、児童福祉費については、子ども通院費等助成金の追加が主なもので、610万5,000円を増額するものです。

次に、7ページから8ページ、農業費については、特産品開発センター移転設計業務委託の追加が主なもので、813万2,000円を増額するものです。

次に、同ページ、水産業費については、管理漁港区域変更申請業務委託の追加によるもので、459万2,000円を増額するものです。

次に、同ページから9ページ、道路橋梁費については、国庫補助内示に伴う事業費の調整によるもので、1,523万7,000円を減額するものです。

次に、10ページ、社会教育費については、社会教育施設ナイター修繕の追加が

主なもので、1,119万8,000円を増額するものです。

次に、11ページ、保健体育費については、スポーツ振興くじの不採択に伴い、農業者トレーニングセンター整備事業を減額するものです。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明いたしますので3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税1,525万2,000円を増額するものです。

次に、同ページ、国庫支出金については、重点支援地方交付金の追加が主なもので、2,875万5,000円を増額するものです。

次に、同ページ、県支出金については、離島地域子ども通院費等支援事業費補助金の追加が主なもので、259万8,000円を増額するものです。

次に、4ページ、基金繰入金については、今回補正における各事業について、各目的基金からそれぞれ繰り入れるものです。

次に、同ページ、諸収入については、スポーツ振興くじ助成金の減額が主なもので、4,847万9,000円を減額するものです。

次に、同ページ、町債については、今回補正における各事業の財源調整に伴い、それぞれ補正するものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から、款の2総務費、5ページから6ページ、質疑ありませんか。

4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） この定額減税調整給付費について教えてください。非常に私、頭が悪いっていうか、なかなか給付金を理解できないんですが、要は、どういうやつがどういうふうにかこの給付金として、歳出の中に入ってくるのかですね、もうちょっと頭の悪い私にわかりやすく教えていただけませんか。

○議長（塩釜俊朗君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） ご質問にお答えいたします。

今回の定額減税に伴います調整給付金の支給関係につきましては、国の方がデフレ完全脱却のための総合経済対策として、打ち出した施策の中の1つでございまして、基本は、減税の方、所得税及び住民税の減税が第1なんですけど、減税してもなお、所得税及び住民税が減税額以下であった場合、その分をそれぞれ個人に給付するという形で計画がされて準備が今進んでいるところでございまして、基本的には

定額減税が基本でございます。ちなみに減税額につきましては、今日、専決第1号で申しました住民税については、1人1万円でございますが、所得税につきましては1人3万円という基準になっておりまして、国の方の所得税につきましても、事務の関係上、市町村の方で給付の方をお願いしたいということで来ておりまして、その分が今回の予算の中に含まれておりますので、所得税及び住民税で減税してもなお、残る方に給付をするという形でございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の3民生費、6ページから質疑ありませんか。2番、野首久教君。

○2番（野首久教君） 6ページの民生費、目の児童福祉総務費、補助金で子ども通院費等助成金がありますけれども、これの対象となる年齢を教えてくださいなんですが。

○議長（塩釜俊朗君） 福祉事務所長、鮫島幸紀君。

○福祉事務所長（鮫島幸紀君） 対象となる年齢ですが、高校生以下、18歳を迎えた年の3月31日までのものという形になっておりまして、その子どもたちが、島内の医療機関で治療等ができずに、やむを得ず、島外の医療機関に通院等をした場合について、その子どもと付き添いの親等の往復の交通費、それから宿泊費、1泊5,000円を限度として、その3分の2を補助するという事業になります。

○議長（塩釜俊朗君） 款の4衛生費、7ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の6農林水産業費、7ページから8ページ、質疑ありませんか。6番、柳田博君。

○6番（柳田博君） ちょっとお伺いしたいのですが、農林水産業費、目の農業総務費ですね。節の12、特産品開発センター移転設計、場所がわからないと設計もできないと思うので、場所をどこなのかちょっと教えてくださいと思います。

それから、その下の補助金、町技連会に160万円ですか、助成金をしてますけど、この内容をちょっと教えてくださいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 移転先の候補としては、旧南高敷地の弓道場があったんですが、そこの周辺を計画しております。

あと、技連会への補助金については、今年度ちょっと新規作物の試験作をしよう

と考えておまして、その先進地視察の費用として計上しております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 款の8 土木費、8 ページから9 ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の10 教育費、9 ページから11 ページ、質疑ありませんか。
8 番、上園和信君。

○8 番（上園和信君） 体育施設費で、農業者トレーニングセンターの整備事業7,494 万6,000 円、これを減額しておりますが、この整備箇所、整備部分ですね、どこを予定していたのか。

○議長（塩釜俊朗君） 社会教育課長、濱田伸一君。

○社会教育課長（濱田伸一君） 議員の質問にお答えをいたします。

この農業者トレーニングセンターの修理箇所ということですが、当初トレーニングセンター内の施設の床の改修を全面また、屋内照明の改修もLED 化に全面行うということで、スポーツ振興くじの方に申請をしていたところでしたけれども、採択されなかったということで減額というふうになってございます。

○議長（塩釜俊朗君） 8 番、上園和信君。

○8 番（上園和信君） 非常に必要な整備だったんじゃないかと思います。で、ですね、町長、減額をするんじゃないかですね、一般財源で組み替えて、整備を実施するっていうことは考えられなかったのかですね。町長にお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） はい、これは、このスポーツ振興くじを、基金の方に申請をして、これを財源に、大幅な改修をしたいということで、担当課の方でも計画をされました。これが不採択ということになりましたので、実際に単独でやるということになれば、これはちょっと事業の見直しもしなければならぬと思っております。やっぱり七、八千万円のこれを全くの単独というわけには参りませんので、やるとすればこの財源を地方債なり、そしてまた、私どもの基金、そういったものを組み合わせ、どの程度のものができるのかということは、今後、精査をしていかなければならぬと思っておりますので、その点についてご理解いただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 8 番、上園和信君。

○8 番（上園和信君） 今年度中に、これ予算化する考えはないかですね、非常に大事な整備だと私は考えます。

○議長（塩釜俊朗君） 社会教育課長、濱田伸一君。

○社会教育課長（濱田伸一君） この農業者トレーニングセンターの改修ですが、このスポーツ振興くじ助成金が、補助率が3分の2 という形で非常に高うござ

います。また、そういったことも踏まえて、どうにか他の補助事業等も考えますけれども、やはりこのスポーツ関係枠の toto の助成を活用して改修することが望ましいかなというふうに、今年度も引き続き、申請を行いまして、来年度採択されれば、改修という流れに行けば良くはないかというふうに思うところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 款の13諸支出金、11ページ、質疑ありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） すいません。さかのぼって、スポーツくじの関連で、支出のところでスポーツくじ不採択だと。歳入のところでも、スポーツくじの不採択で、金額はマイナスになっております。それをスポーツくじと言えば、よくわからないので、この際ですね、詳しく説明をいただきたいんですが、要はどこに申し込みをしておいて、例えば各自治体でどれぐらいの件数で、どれぐらいの金額の規模まで応募すれば大体採用の見込みがあるのか、ということで補助額については3分の2とのことだったんですが、そこら辺のちょっと概要だけでいいので、詳しく教えていただければ助かります。

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの質問でありますけれども、全般にわたっての質問がよろしいかと思いますが、答弁できれば、社会教育課長、濱田伸一君。

○社会教育課長（濱田伸一君） 私もちょうと勉強不足で申しわけないんですけども、この toto の申請につきましては、福岡県にあります独立行政法人日本スポーツセンターへ、申請することとなっております。現在ですね、コロナ禍ということもありまして、現在はホームページ上の申請という形になってございます。ちょっとその採択基準とかその件数等につきましては、資料をお持ちしていませんので、後もってお示しをしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 款の13諸支出金、11ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 次に歳入です。款の10地方交付税、3ページから、款の21町債、4ページまで、一括して質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 次に、第2表地方債補正。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 次に、全般にわたって、質疑ありませんか。6番、柳田博君。

○6番（柳田博君） トレーニングセンターの件が今話題になってはいますが、やっぱり申し込んで駄目だったということじゃなくてですね、理由を教えてください。理由がどういう理由で、不採択になったのか教えてください。今後申請をしていくのかというのを聞きたかったんですけど、今後申請していくとい

うことでありますので、そこはよしとしても、不採択になった理由、時期とかそういうのもあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 社会教育課長、濱田伸一君。

○社会教育課長（濱田伸一君） この採択の理由ですけれども、ホームページ上で採択されたものが一覧で出てくるんですけども、不採択のその理由というのは、こちらでも把握できない状況でございます。御理解をお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 10ページのですね、款の10の教育費の公民館費ですか、ここで中央公民館アスベスト調査等業務委託ということで出ておりますけども、もうこの際ですよ、町の施設のすべてについて、このアスベストの調査をするというのはどうなのかなあと。というのが、旧南種子高校の体育館にしてもですね、最初予算を組んでいたのがアスベストがあったということで、予算がぐっと膨れ上がったと。ですから、もうこういう1つ1つじゃなくて、例えば役場全体の調査とか、あるいはいろんな建物ですね、町が管理してるここなんかについても、もう、一緒にこの調査委託をして、それで予算を一緒に組んで、できれば次から、解体、いろいろ行事を立てるとき、予算を組むときにも、それも前もってできるんじゃないかと思うんですけども、これについてはどのように、お考えでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 現在、このアスベスト調査については、建物内での使用というところで、アスベスト調査入っております。おっしゃるとおり全施設をすれば一番いいわけですが、実際建物の中でも、室外塗装、今現在、屋内運動場については、室内の壁の方のものがあつたりですね、それからコーキング材が入つたりとか、ボード板にあつたりします。ですが、同じ内壁塗装については、アスベストが入つておりましたけども、外壁には入っていないというような形でございまして、これらを全部やるとなると相当な資金、費用もかかって参りますので、その改修を扱うときに入ってる入っていないをしながら、調査をする方が、今のところはそちらの方を選択している状況でございます。資金的にも相当な財源にもなりますので、今現在必要な部分についてのみ、やるという方向づけで今、財政措置はしているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 全般ということですので、9ページの土木費、道路橋梁費であります。轆之牧線ですね、962万9,000円のマイナスになってますが、もうこれで一応、工事完了という見込みを立ててるのかですね、そこら辺をちょっと教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 建設課長、河野容規君。

○建設課長（河野容規君） はい、お答えします。

轆之牧線につきましては、令和3年度から令和8年度までの事業計画であります。
以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 重ねて。ということは、今期の分については、工事費が減額で、次年度から継続でいくという認識でいいですか。

○議長（塩釜俊朗君） 建設課長、河野容規君。

○建設課長（河野容規君） 内示額の変更がありましたので減額をしておりますが、今年度につきましては、この内示額に対しての事業費となります。工事につきましては、令和8年度までを計画している状況であります。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 企画課長に、「あば！P a y」これをスマホのアプリに入るとですね、金額は誰でも見れるんですよ。それで買い物をすると、今、いくら残ってますよとか言われるんですよ。これが見られないように改善はできないか。スマホで購入するとき、ほいで、どここの店で購入履歴書が残ってるみたいですよ。それが何か見られるようで、この2点について改善ができないものかですね。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、木田美幸君。

○企画課長（木田美幸君） 「あば！P a y」の機能については、今議員が言われたように、携帯で履歴も含めてですね、確認ができるようになってます。他の人から見られないという機能については、携帯の機能の方に、画面を暗くしたりとか、左右から見られないようなガラスを張ったりとかそういう機能もありますので、その「あば！P a y」そのもののシステムの中ではそういう機能はありませんけれども、そういう対応をすれば、いくらかその周りからの防止にはなるといふふうには理解をしております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） カードを提出すると、見ることはできないですよ。スマホで買い物をするとそこに載ってくる、画面で暗くしても明るくしても、やっぱり載ることになるんですよ。だから、そのアプリそのものを改善できないかということです。検討してください。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、木田美幸君。

○企画課長（木田美幸君） カードを持ち歩かなくても、携帯の方で利用ができるということで、利便性の向上にはなるとは思いますけれども、その個人が使った履歴の

防止の部分については、今、先ほど答弁したように、システム上での機能というのはなかなか難しいところがあると思いますが、その点についてまた利用者の方とも、何か対策があるかについては、少し検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第 29 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号令和 6 年度南種子町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 30 号 令和 6 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第 13、議案第 30 号令和 6 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、外園幸喜君。

○くらし保健課長（外園幸喜君） 議案第 30 号令和 6 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 万 3,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 1,111 万 3,000 円とするものでございます。

第 1 表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3 ページをお開きください。

款の 4 国庫支出金、款の 6 県支出金については、地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）分として、それぞれ増額をするものであります。

次に、款の 10 繰入金については、歳出予算の増額に伴い、一般会計繰入金及び介護保険基金繰入金をそれぞれ増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の5 地域支援事業費については、地域包括支援センター内に設置しております、生活支援コーディネーターの方が、4月から変わりましたので、7月から予定をしております必要な研修を受講するための普通旅費と、研修会負担金の補正及び地域支え合い推進員の事務用プリンターが使用不能となったための更新に伴う補正で、11万3,000円を増額するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 同意第1号 教育長の任命について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第14、同意第1号教育長の任命についてを議題とします。
ここで教育長の退席を求めます。

[菊永俊郎教育長退席]

○議長（塩釜俊朗君） 提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、同意第1号について御説明申し上げます。

同意第1号は、教育長の任命について、同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之上2344番地1、氏名は菊永俊郎、昭和33年3月22日生まれでございます。

本件は、令和6年6月14日で任期満了となるため、引き続き、菊永俊郎氏の再任をお願いするものであります。

教育長として適任者と認めますので、御同意方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、6番、柳田博君、7番、大崎照男君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙の配布]

○議長（塩釜俊朗君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって同意しないものとみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1番	川内田行博議員	2番	野首久教議員
3番	平島強議員	4番	福島照男議員
5番	名越多喜子議員	6番	柳田博議員
7番	大崎照男議員	8番	上園和信議員
9番	濱田一徳議員		

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。6番、柳田博君、7番、大崎照男君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗君） 開票の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第1号教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

[菊永俊郎教育長入場]

閉 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年第2回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 平 畠 強

南種子町議会議員 福 島 照 男